労使委員会運営規程

第１条（目的、名称）

　本委員会は、労働基準法第38条の4に基づき同条に定める企画業務型の裁量労働の実施を目的として、そのための実施要件について決議し、併せて、裁量労働の実施のため、賃金、労働時間その他の労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的として設けるもので、株式会社　　　　　　本社事業場労使委員会と称する。

第２条（設　置）

　労使委員会は、株式会社　　　　　　本社事業場に置くものとする。

第３条（審議事項）

　労使委員会で審議する事項は以下のとおりである。

①企画業務型裁量労働制に関すること

②前項の裁量労働の実施に伴う賃金、労働時間等労働条件に関すること

③第１号の決議に定める健康・福祉増進措置の実施状況および苦情処理の取扱い状況ならびに個人別の同意等裁量労働実施上の諸問題に関すること

第４条（委　員）

労使委員会の委員は、次の　名の者により構成するものとする。

①使用者が指名する者　　名

②株式会社　　　　　　労働組合によって指名された者　　名

第５条（任　期）

１．委員の任期は、　年とする。ただし、所定の指名手続きにより再任は妨げない。

２．使用者が指名した委員が欠けた場合には、使用者は速やかに委員を補充しなければならない。

３．労働組合の指名を受けた者が欠けた場合には、労働組合は速やかに委員を補充すべく所定の手続を実施しなければならない。

４．前２項および３項に基づき選任された委員は、欠けた委員の残りの任期を引き継ぐこととする。

第６条（委員会の開催）

１．労使委員会の開催は、次のとおりとする。

①毎年３月、６月、９月、１２月（以下「定例労使委員会」という。）

②労使委員会の委員の半数以上の要請があったとき

③その他会社が必要と認めたとき

２．委員会の招集は、議長が行う。ただし、第1回の委員会は人事部長が行う。

第７条（定足数）

　　労使委員会は、委員の　名以上、かつ、労働組合の指名を受けた者の　名以上の出席がなければ成立しない。

第８条（議　長）

労使委員会の議事の進行に当たり議長を置くものとし、議長は委員の中から互選によって選出する。

第９条（議　決）

１．労使委員会の議事は、出席委員の過半数の賛否で決定し、可否同数の時は議長が裁定する。ただし、第３条第１号に係る決議については出席した委員の５分の４以上の多数による決議で決定する。

２．前項のただし書きの決議は、書面により行い、出席委員全員の記名、押印を行うものとする。

第10条（議事録）

１．労使委員会の議事については、人事部担当者が議事録を作成し、労使委員会に出席した委員　名（うち労働組合の指名を受けた者　名）が署名するものとする。

２．前項の議事録は、人事部で委員会開催後（決議の有効期間満了後）３年間保存するものとする。また、議事録の作成の都度、速やかに、その内容を社内ネットワークの「掲示板」に掲示することにより、労働者に周知するものとする。

第11条（報　告）

１．使用者は、１２月の定例労使委員会において、次の情報を開示しなければならない。

①対象労働者の勤務状況、対象労働者に対する健康・福祉確保措置、苦情処理等の実施状況

②労働基準監督署長にした報告の内容

２．使用者は、委員の要請により、対象労働者に適用する評価制度、賃金制度の具体的内容を開示しなければならない。ただし、労働者各自の考課結果についてはこの限りではない。

付　　則

１．この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

２．この規程の改正については、委員会の同意を得て行う。